

①中小河川における避難情報の発令(1/2)

市内の河川の状況

- ・市内の一級・二級河川(水系)には29の河川が存在している。(下表参照)
- ・市内の洪水予報河川および水位周知河川は、水位計が設置されており、水位の情報に基づき避難情報を発令することとしている。
- ・令和3年7月の水防法の改正に伴い、今後、県から中小河川の洪水浸水想定区域図が新たに示される予定。

市内の洪水予報河川・水位周知河川・中小河川一覧

○洪水予報河川(3河川) ◇水位周知河川(3河川)	中小河川(23河川)
○名取川	北貞山運河、岩の川、坪沼川、支倉川、碁石川、本砂金川
○広瀬川	綱木川※、斎勝川、芋沢川、大倉川、青下川、新川
○七北田川	南貞山堀、要害川、仙台川、高柳川、八乙女川、萱場川、西田中川
◇策川	木流堀川、後田川
◇旧策川	—
◇梅田川	高野川、藤川

※綱木川は市の管理河川、その他の中小河川は県の管理河川

①中小河川における避難情報の発令(2/2)

対応：中小河川への発令基準（水位設定までの暫定基準）

中小河川には水位計が一部しか設置されておらず、避難情報の発令の基準となる水位が設定されていないため、洪水浸水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する。

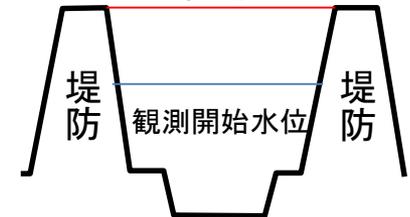
警戒レベル	避難情報	発令基準	対象地域
3	高齢者等避難	—	浸水想定区域
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透・侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル(気象庁HP洪水警報の危険度分布)でうす紫※が表示されている場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。(危機管理型水位計が設置されている場合に限る。) ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。 ・その他氾濫の発生が確認された場合。 	

洪水キキクル
(洪水警報の危険度分布)



警報・注意報基準の到達状況を地図上に表示

氾濫開始水位



上記の他、降雨や河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。

※キキクル(危険度分布)に警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)が新設されるとともに、警戒レベル4相当が「危険」(紫)に統合される予定。(令和4年6月中運用予定)

②ダム緊急放流に伴う避難情報の対象地域の見直し

背景

ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、ダム管理者(国)が、ダム下流河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成したことを受け、ダムの緊急放流(※異常洪水時防災操作)に関わる情報等を踏まえて本市が発令する避難情報の対象区域を見直す必要がある。

※異常洪水時防災操作:ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作

対応

ダム管理者からの緊急放流に関わる情報に基づき、次の地域に避難情報を発令する。

浸水想定図	対象ダム	対象地域	
		旧	新
あり	釜房ダム(国管理)	当該地域	ダム下流浸水想定区域
なし	大倉ダム、七北田ダム、樽水ダム(県管理)	当該地域(河川水位の状況及び関係機関から提供された情報等を総合的に勘案して発令対象を判断する)	

(参考)発令基準

時期	ダム管理者からの情報	警戒レベル	避難情報の種類
概ね3時間前	緊急放流を行う可能性がある旨の通知	3	高齢者等避難
概ね1時間前	緊急放流を行う旨の通知	4	避難指示
開始	緊急放流を開始した旨の通知	5	緊急安全確保